

(別紙)

広報紙広告掲載事業に関する注意事項

1 広告の内容及び体裁等

(1) 広告の内容は、以下のとおりとする。

ア 読者にとって見やすい配色、レイアウト、デザイン等とすること。

イ 県広報紙としての公共性や品位を損なうおそれのないもので、県民に不利益を与えないものとする。

(2) 広告の体裁は、以下のとおりとする。

ア 体裁は、広報紙本文と調和した形式となるよう県と協議すること。

イ 広告外枠ケイを設け、表ケイ0.1mm程度とする。

ウ 広告には原則として広告主の名称及び問い合わせ先の電話番号を記載すること。

(3) 広告の原稿については、以下のとおりとする。

ア 県で原稿の作成は行わないため、入稿用データを納品すること。

イ 入稿用データは、要綱に記載した規格で作成すること。

ウ 入稿用データの形式は、PDFまたはJPG、AIデータとすること。

※PDF・・・圧縮をかけない状態で納品のこと

JPG・・・300dpi以上の解像度で納品のこと

AI・・・文字はアウトラインをかけ画像は埋め込んで納品のこと

エ 画像等は、著作権法上の問題がないことを確認のうえ納品すること。

(4) 入稿用データの納品は、発行月の前月10日(但、3・4月号は1月20日)までとする。

2 広告の禁止表現

原則として、次の各号に掲げるものとし、次のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1) 県からの情報又は県が推薦していると読者が錯覚するおそれのある表現、画像

(例) 「大分県〇〇情報」の表示、大分県徽章・県旗の使用等

(2) その他広告の表現として適切でないと認められるもの

3 広告の制限事項

広告の表現、配色等で紙面の体裁に馴染まない又は読者に不快感を与えるおそれがあると認められる場合は、その内容を制限するものとする。

4 広告の修正

提出された広告案が要綱等に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めるものとする。